

報告第4号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

平成25年3月7日

三朝町長 吉田秀光

専決第4号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、三朝町道路占用料徴収条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成25年2月20日

三朝町長 吉田秀光

三朝町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町道路占用料徴収条例（平成17年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分	占用料		区分	占用料	
	単位	金額 (円)		単位	金額 (円)
略			略		
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	略		道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	略	
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。	略		幕(政令第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。	略
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		略	政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		略
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。